



事務連絡
平成21年3月27日

北海道 畜産主務課 御中

農林水産省消費・安全局
畜水産安全管理課
薬事審査管理班長

動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令の制定について

薬事法（昭和35年法律第145号）第83条第1項の規定により読み替えて適用される同法第29条、第36条の4第1項及び第49条第1項の規定に基づき、動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令（平成21年農林水産省令第15号）が別添のとおり平成21年3月27日付けをもって公布され、同日から施行されました。

今回の改正内容は下記のとおりであるので、薬事監視及び指導の参考としてください。

記

1. 改正の内容

指定医薬品及び要指示医薬品の追加

今般、オメプラゾールを有効成分とする強制経口投与剤が動物用医薬品として承認されることに伴い、当該製剤を指定医薬品及び要指示医薬品に追加することとし、オメプラゾールを別表第1及び別表第3に追加する。

2. 施行期日

平成21年3月27日

3. 参考

対象となる承認される医薬品は以下のとおりです。

○ガストロガード（メリアル・ジャパン株式会社）

【有効成分】オメプラゾール

【効能・効果】馬：胃潰瘍の治療、胃潰瘍の再発率の低下及び胃潰瘍の悪化の軽減

平成21年3月27日

○農林水産省令第十四號 農業法(昭和三十五年法律第四十五号)第八十九条の四第一項の規定は準じて、動物用医薬品の使用の規制に関する命令の一項を改定する命令を次のとおりに定む。	
平成二十一年四月十七日 農林水産大臣 石破茂	
動物用医薬品の使用の規制に関する命令(昭和三十五年農林水産省令第十四号)の一部を次のとおりに改正する。	
別表第一 オハロキヤシノを有効成分とする農林水産省令の次に次のとおりと定む。	
オメプロゾールを有効成分とする強制経口投与剤	馬 1日量として体積1kg当たり4ml以下 の量を強制的に経口投与すること。 と殺する前5日前
陸 1Jの省令は、公布の日から施行する。	
○農林水産省令第十五號 薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)第八十九条第一項の規定による読み替えて適用される同法第十九条、第三十一条の四第一項及び第四十九条第一項の規定に基づき、動物用医薬品等取締規則の一部を改定する命令を次のとおり定む。	平成二十一年四月十七日 農林水産大臣 石破茂
別表二十一 オメプロゾールを有効成分とする強制経口投与剤	
附 则	○農林水産省令第十六號 農業法施行規則の一部を改定する命令
動物用医薬品等取締規則の一部を改定する命令(昭和三十六年農林水産省令第百七号)の一部を次のとおり改定する。	
三 オメプロゾール	平成二十一年四月十七日 農林水産大臣 石破茂
別表三 オメプロゾールを有効成分とする強制経口投与剤	
十五 オメプロゾール	平成二十一年四月十七日 農林水産大臣 石破茂
附 则	
○農林水産省令第十七號 土地改良法施行令(昭和三十四年政令第百九十四号)附表第十一条の規定は準じて、土地改良法施行規則の一部を改定する命令を次のとおり定む。	平成二十一年四月十七日 農林水産大臣 石破茂
別表四 土地改良法施行規則の一部を改定する命令	
十五 オメプロゾール	平成二十一年四月十七日 農林水産大臣 石破茂
附 则	
○農林水産省令第十八號 土地改良法施行令(昭和三十四年政令第百九十四号)附表第十一条の規定は準じて、土地改良法施行規則の一部を改定する命令を次のとおり定む。	平成二十一年四月十七日 農林水産大臣 石破茂
別表五 土地改良法施行規則の一部を改定する命令	
十五 オメプロゾール	平成二十一年四月十七日 農林水産大臣 石破茂
附 则	
○農林水産省令第十九號 土地改良法施行令(昭和三十四年政令第百九十四号)附表第十一条の規定は準じて、土地改良法施行規則の一部を改定する命令を次のとおり定む。	平成二十一年四月十七日 農林水産大臣 石破茂
別表六 土地改良法施行規則の一部を改定する命令	
十五 オメプロゾール	平成二十一年四月十七日 農林水産大臣 石破茂
附 则	
○農林水産省令第二十號 土地改良法施行規則の一部を改定する命令	平成二十一年四月十七日 農林水産大臣 石破茂
別表七 土地改良法施行規則の一部を改定する命令	
十五 オメプロゾール	平成二十一年四月十七日 農林水産大臣 石破茂
附 则	
○農林水産省令第十一號 農業法施行規則の一部を改定する命令	平成二十一年四月十七日 農林水産大臣 石破茂
別表八 農業法施行規則の一部を改定する命令	
十五 オメプロゾール	平成二十一年四月十七日 農林水産大臣 石破茂
附 则	
○農林水産省令第十二號 農業法施行規則の一部を改定する命令	平成二十一年四月十七日 農林水産大臣 石破茂
別表九 農業法施行規則の一部を改定する命令	
十五 オメプロゾール	平成二十一年四月十七日 農林水産大臣 石破茂
附 则	
○農林水産省令第十三號 農業法施行規則の一部を改定する命令	平成二十一年四月十七日 農林水産大臣 石破茂
別表十 農業法施行規則の一部を改定する命令	
十五 オメプロゾール	平成二十一年四月十七日 農林水産大臣 石破茂
附 则	

(定義)

2 条 この規約において「熟卵」とは、国内において生産された殻付熟卵であつて、一般消費者向けに生食用として販売されるものをいう。

2 この規約において「栄養成分」とは、以下のものをいう。

(1) たんぱく質(アミノ酸等の構成成分を含む。)

(2) 脂質(脂肪酸を含む。)

(3) 炭水化物

(4) 食物繊維

(5) 嘔瀉(单糖類又は二糖類であつて、朝アルコールでないものに限る。)

(6) ベターブ、カリウム、カルシウム、セレン、鉄、銅、ナトリウム、マグネシウム、マンガン、ヨウ素及びリン

(7) ナイアシン、パントテン酸、ビオチン、ビタミンA、ビタミンB₁、ビタミンB₂、ビタミンB₆、ビタミンB₁₂、ビタミンC、ビタミンD、ビタミンE、ビタミンK及び葉酸

3 この規約において「栄養強化剤」とは、熟卵の栄養成分の量を増加させる目的をもつて鶏の飼料に栄養成分を加えること等により、可食部分(卵黄及び卵白)を過度に増加させること等により、次の各号のいずれかを満たす熟卵をいう。ただし、定期的な成分分析により、栄養成分の量が検証されているものに限る。

(1) 栄養表示基準(平成15年厚生労働省告示第176号)別表第4の第1欄に掲げる栄養成分の量が、通常の熟卵(栄養成分が削減されていない熟卵をいう。以下同じ。)の栄養成分の量に比べて、同別表第1の第2欄に定める量以上増加されていること。

(2) 前項に規定された栄養成分のうち前号の基準によらない場合は、100g当たりの量が、通常の熟卵の栄養成分(特定要素を含む。)の量に比べて、熟卵の表示に関する公正競争規約施行規則(以下「施行規則」という。)に定める量以上増加していること。

(3) 第2項に掲げる栄養成分以外の成分については、施行規則で定める当該成分の基準を満たしていること。